

ひらかわアスリートサポート助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 ひらかわアスリートサポート委員会会長（以下「会長」という。）は、平川市民（以下「市民」という。）が市のスポーツ振興・発展に資するため、県外で開催される各種競技大会に出場する選手等に対し、出場するために要する経費（以下「派遣事業」という。）に、ひらかわアスリートサポート助成金（以下「助成事業」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成事業の交付を受けることができる者は、市民とする。ただし、平川市学校教育振興会補助金及び平川市スポーツ大会参加に関する補助金交付要綱対象者を除くものとする。

(助成対象事業及び助成金の額)

第3条 派遣事業の対象者は、県予選又はそれに準ずる競技会を経て（参加者の交流を図ることを主たる目的とするものを除く。）優秀な成績を収め、また県レベルの各競技団体から選抜され、以下各号に定めた大会へ参加する選手、監督等とする。ただし、県予選又はそれに準ずる大会の実施がないもの、また市外に活動拠点をもつ競技団体から監督としてのみ選抜された者は対象外とする。

(1) 国際大会

- ア オリンピック、パラリンピック、世界選手権又はこれに準ずる競技会
- イ 国際交流に大きく貢献すると会長が認める競技会

(2) 全国大会・東北大会

- ア 国が主催又は共催する競技会
- イ 公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）若しくは日体協加盟団体が主催又は共催する競技会（国民体育大会を除く。）
- ウ 会長が適当と認める競技会

2 派遣事業の助成金の上限及び助成対象者数は別表1のとおりとする。

(助成対象経費)

第4条 派遣事業の対象経費は、別表2のとおりとする。

(交付回数)

第5条 助成金の交付は、第3条1項に規定する国際大会、全国大会、東北大会ごとに年1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付事業計画書(様式第2号)
- (2) 参加者名簿(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) パンフレット・要項等(写)
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 派遣事業に対する助成金交付申請書は原則として競技会開催10日前までに提出することとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査をし、助成金を交付することが適当と認めるときは、すみやかに助成金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知及び請求)

第8条 会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた助成対象者は、交付決定額に基づき助成金請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第9条 助成金交付の決定通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに助成金交付申請取下げ書(様式第6号)の提出により申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の遂行)

第10条 助成対象者は、助成金の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件に従うとともに、最大の効果を上げるよう経費の効率的使用に務め事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 会長は、助成対象者に対し、必要に応じて助成事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(事業の変更又は中止・廃止)

第12条 助成対象者は、助成事業の変更又は中止・廃止をするときは、その理由及び中止する期間又は廃止する期日を記載した助成金事業の変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7条)を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の変更、中止・廃止の承認を受けたときを含む)は、助成金交付実績報告書(様式第8号)を会長に報告しなければならない。

2 前項の報告書に添付する書類は、次の通りとする。

- (1) 助成金交付事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収書の写し(様式第11号)
- (4) プログラム又はその写し
- (5) 成績等を証明できるもの
- (6) その他会長が必要と認める書類

3 前項に規定する事業実績報告は、助成事業完了の日(助成事業の変更、中止・廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成対象者に確定額を通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用した場合
- (2) 助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反した場合
- (3) 事業の関係書類の検査を拒んだ場合
- (4) その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合

2 前項の規定は、助成対象者について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用がされるものとする。

(助成金の返還)

第16条 会長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

付則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日以降において行う助成事業について適用する。